(カ)　21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（2.5ｔ超3.5ｔ以下バス・トラック）(40／100税率）……L
(ヨ)　21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費＋10%達成ディーゼル車（2.5ｔ超3.5ｔ以下バス・トラック）(20／100税率）……M
(タ)　21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費＋５%達成ディーゼル車（2.5ｔ超3.5ｔ以下バス・トラック）(40／100税率）……N
(レ)　21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費＋10%達成ディーゼル車（3.5ｔ超バス・トラック）(非課税）……P
(ソ)　21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費＋５%達成ディーゼル車（3.5ｔ超バス・トラック）(20／100税率）……R
(ツ)　21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（3.5ｔ超バス・トラック）(40／100税率）……T
(ネ)　21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費＋10%達成ディーゼル車（3.5ｔ超バス・トラック）(20／100税率）……U
(ナ)　21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費＋５%達成ディーゼル車（3.5ｔ超バス・トラック）(40／100税率）……W

13　「中古車特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、上記12(イ)～(ル)、(レ)～(ナ)のいずれかのうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。(ただし、「非課税」は「45万円控除」に、「20／100税率」は「30万円控除」に、「40／100税率」は「15万円控除」に読み替える。また、(レ)～(ナ)については、ディーゼルハイブリッド車のみを対象とする。)

14　「エコカー減税」又は「中古車特例」の適用を受けようとする場合で、12の(ニ)～(ナ)のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。

また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。

なお、「構造」の欄については、貨物自動車のうち軽自動車については「A」又は「B」を、車両総重量1.7ｔ超3.5ｔ以下の貨物自動車については「A」、「Ｂ１」又は「Ｂ２」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」、「B」のうち(ロ)に掲げる要件に該当する場合を「Ｂ１」、「B」のうち「Ｂ１」以外のものを「Ｂ２」という。

(イ)　最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
(ロ)　乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
(ハ)　運転室の前方に原動機を有するものであること。

15　「バリアフリー、ＡＳＶ特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。(エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ＡＳＶ特例」のうち、適用を受けようとするいずれか一方にのみ記入すること。)

(イ)　ノンステップバス（1,000万円控除）……１　(ロ)リフト付きバス（乗車定員30人以上）(650万円控除）……２
(ハ)　リフト付きバス（乗車定員30人未満）(200万円控除）……３　(ニ)ユニバーサルデザインタクシー（100万円控除）……４
(ホ)　ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）(８ｔ超22ｔ以下トラック）(350万円控除）……５　(ヘ)ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）(22ｔ超トラック、13ｔ超けん引車）(350万円控除）……６
(ト)　ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）(５ｔ超12ｔ以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）(350万円控除）……７　(チ)ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）(12ｔ超かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）(350万円控除）……８

16　「現実の取得価額」の欄には、法第118条第２項第１号に規定する無償による取得又は譲渡者が親族等である場合の取得、その他特別の事情による取得である等、取得価額が通常の取引価額と異なる場合に記入すること。

17　「取得価額」の欄には、法第118条に規定する取得価額を記入すること。

18　「取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、自動車に付加して一体となっているステレオ、アルミホイール等、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。

19　「グリーン化特例」の欄について、ＪＣ08モード燃費値を算定していない自動車の場合には、「27年度燃費＋20%達成」を「22年度燃費＋50%達成」に、「27年度燃費基準＋10%達成」を「22年度燃費＋38%達成」に、「27年度燃費達成」を「22年度燃費＋25%達成」に読み替えた上で、該当する項目の番号を枠内に記入すること。また、平成25年度に新車新規登録された自動車については、４から６までのうち該当する項目の番号を記入すること。なお、「★★★★」は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

第二十五号様式記載要領１中「、附則第15条の３又は第39条」を「又は附則第15条の３」に改める。
第二十五号の二様式記載要領６中「第15条の９」を「第15条の10」に改める。
第二十五号の三様式（裏面）２中「、附則第15条の３又は附則第16条の２」を「又は附則第15条の３」に改める。
第二十三号の四様式を次のように改める。